

渋谷駅における案内誘導サインを改善します！

～渋谷駅地下出入口番号の変更を実施し、駅の利便性と、まちの回遊性を高めます～

東京急行電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社
渋谷駅前サインガイドライン策定委員会事務局(渋谷区・渋谷駅前エリアマネジメント協議会)

東京急行電鉄株式会社(本社:東京都渋谷区)と東京地下鉄株式会社(本社:東京都台東区)は、2019年11月に、渋谷駅の利便性向上と、まちの回遊性の向上を目的に、東横線・田園都市線・半蔵門線・副都心線渋谷駅(以下、渋谷駅)地下出入口番号を変更するとともに、案内誘導サインを改善します。本取り組みは、渋谷駅前サインガイドライン(※1)に基づき、渋谷駅中心地区の再開発などの進捗に合わせて実施するもので、1977年の渋谷駅地下駅の開業以来初めての取り組みです。

従来の地下出入口番号は、道玄坂方面から渋谷警察署方面に向かって順次番号付けを実施していましたが、出入口の移設や増設などに伴い、新たな案内誘導の考え方が必要となっていました。

今回の新しい渋谷駅地下出入口番号は、渋谷駅の駅周辺整備が完了する2027年度のまちの将来像を見据えて、A～Dの4つのエリアに分け、各出入口の数字を組み合わせで表記します。エリア分けは、まちの特徴に合わせ、道玄坂方面をAエリア、宮益坂方面をBエリア、渋谷警察署方面をCエリア、桜丘方面をDエリアとします。エリア制を導入することで、おおまかな行き先から出入口を想起しやすくします。また、各エリアにおける数字の番号付けは、今後の駅中心地区の再開発などによる地下出入口の新設に対応するため、外周部から中心部に向けて実施します。なお、新しい渋谷駅地下出入口番号の割り当ては、2019年夏頃に発表する予定です。

また、今回の渋谷駅出入口番号の変更に合わせて、駅周辺の各誘導サインや案内マップについても、関係事業者(※2)の協力により、適宜更新を実施することで、連続した分かりやすい歩行者ルートの案内を実現します。

今回の地下出入口番号の変更により、来街者にとって分かりやすい案内を目指します。今後も、両社は、関係事業者と連携し、渋谷駅をさらに利用しやすくするため、さまざまな取り組みを検討していきます。

※1:渋谷駅前サインガイドライン

世界に開かれた生活文化の発信拠点・渋谷にふさわしく、初めて訪れる人にも分かりやすい案内誘導を目指し、関係行政団体と渋谷駅中心地区の基盤整備や再開発などを担う事業者が官民連携した取り組みの実現を目指すことを目的に、渋谷駅前サインガイドライン策定委員会(別紙2参照)で策定されたガイドライン。

※2:関係事業者

東日本旅客鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、渋谷駅街区共同ビル事業者(東京急行電鉄株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社)、渋谷ストリーム管理組合、道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合、渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合、渋谷ヒカリエ管理組合、渋谷駅街区土地区画整理事業施行者、株式会社渋谷マークシティ

以上

【別紙1】

■ 渋谷駅地下出入口番号の変更概要

- ・ 地上のまちの構造とリンクしたA～Dの4つのエリア分けを実施
- ・ エリアごとにアルファベットを付記し、各地下出入口はアルファベットと数字を組み合わせる表記
- ・ 駅中心部における新設出入口に対応できるよう、駅周辺部から中心部に向けて番号付けを実施
- ・ 2019年11月時点の新しい渋谷駅地下出入口番号の割り当ては、2019年夏頃公表予定

図1: 渋谷駅地下出入口番号変更イメージ(2027年度時点を想定)

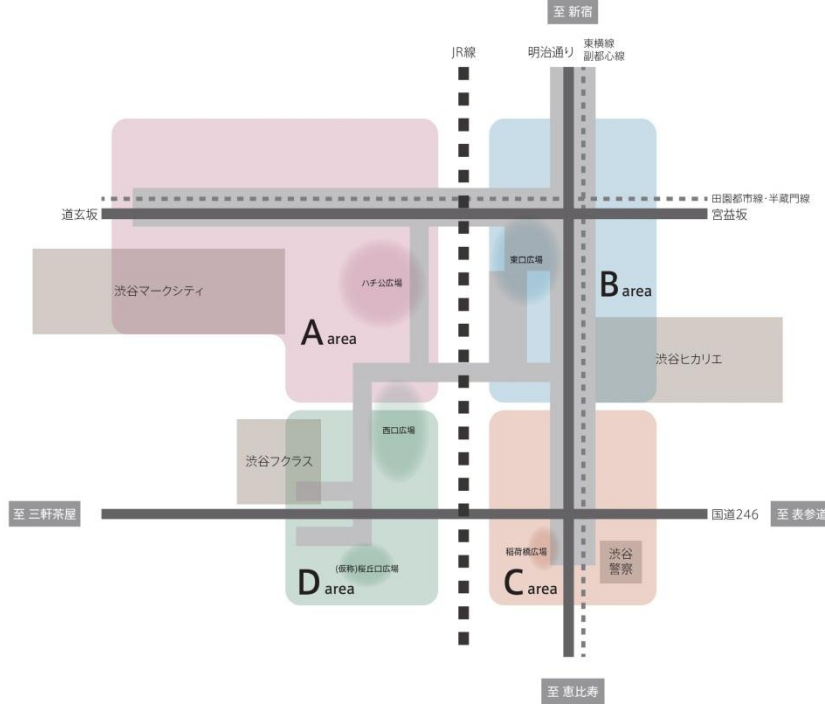


図2: 新地下出入口番号イメージ

A1 左側のアルファベットが各エリアを表し、
右側の数字が各エリア内の地下出入口を示す。

(参考図: 現状の渋谷駅地下出入口番号)



【別紙2】

■渋谷駅前サインガイドライン策定委員会概要

(1)目的

世界に開かれた生活文化の発信拠点・渋谷にふさわしく、渋谷の特性を生かしながら、初めて訪れる人にも分かりやすい案内誘導の実現に向けて、渋谷駅前を対象に多様な関係者が連携し、来街者等の利便性の向上に取り組むことを目的に、2017年2月から検討を進めています。

(2)メンバー

座長：岸井隆幸氏（日本大学特任教授）

副座長：中井祐氏（東京大学大学院教授）

専門アドバイザー：竹内誠氏（公益社団法人日本サインデザイン協会副会長）

委員：

（行政） 東京国道事務所、東京都、渋谷区

（民間） 東日本旅客鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社

渋谷駅街区共同ビル事業者（東京急行電鉄株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社）、渋谷ストリーム管理組合、道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合、渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合、渋谷ヒカリエ管理組合、渋谷駅街区土地地区画整理事業施行者、株式会社渋谷マークシティ

オブザーバー：国土交通省都市局まちづくり推進課

事務局：渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課、渋谷駅前エリアマネジメント協議会

(3)ガイドライン適用範囲

下図の中で、都市施設・地区施設等大部分の時間で不特定多数の歩行者が利用するエリア。（鉄道改札内のサインは除く。）

